生産情報公表豚肉についての小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表 ○生産情報公表豚肉についての小分け業者の認証の技術的基準 (平成16年6月25日農林水産省告示第1222号)

(下線部分は改正部分)

	(下線部分は改正部分)
改正後	改正前
生産情報公表豚肉についての <u>小分け業者等</u> の認証の技術的基準	生産情報公表豚肉についての <u>小分け業者</u> の認証の技術的基準
1 適用範囲 この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関(以下"認証機関等"という。)が日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第11条第1項及び第31条第1項の規定に基づき行う生産情報公表豚肉についての小分け業者及び外国小分け業者(以下"小分け業者等"という。)の認証の技術的基準を規定する。	(新設)
2 引用規格 次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要 求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。 JAS 1219 生産情報公表豚肉	(新設)
3 用語及び定義 この基準で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JAS 1219による。 3.1 荷口番号 同一の認証生産行程管理者等が管理する個体識別番号又は豚群識別番号に対応する番号又は記号	(新設)
 4 小分けし、及び格付の表示を付するための施設 4.1 小分けのための施設 豚肉を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造でなければならない。 4.2 格付の表示のための施設 証票の管理のための施設でなければならない。 	 一 小分けし、及び格付の表示を付するための施設 1 小分けのための施設 豚肉を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造であること。 2 格付の表示のための施設 証票の管理のための施設であること。
 5.1 <u>6.2</u>に規定する小分け責任者に<u>,次の</u>職務を<u>行わせていなければならない</u>。 a) (略) b) 小分けの過程において生産情報公表豚肉がいずれの豚から得られたものであるかを識別することが困難になる場合にあっては<u>,当該</u>生産情報公表豚肉<u>への</u>荷口番号<u>の付与</u> 	 □ 小分けの実施方法 1 三の2に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。 (1) (略) (2) 小分けの過程において生産情報公表豚肉がいずれの豚から得られたものであるかを識別することが困難になる場合にあっては、当該生産情報公表豚肉に荷口番号(同一の認証生産行程管理者(日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)第10条第2項又は同法第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者又は外国生産行程管理者をいう。)が管理する個体識別番号又は豚群識別番号(生産情報公表豚肉の日本農林規格(平成16年6月25日農林水産省告示第1219号)第2条に規定する個体識別番号及び豚群識別番

- 5.2 小分け責任者が生産情報公表豚肉に荷口番号を付与する場合にあっては<u>、生産情報</u>の公表を担当する者(<u>小分け業者等</u>の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者)に<u>次の</u>職務を<u>行わせてい</u>なければならない。
- **a)** 荷口番号に対応する個体識別番号又は豚群識別番号に<u>よって</u>識別された豚に係る生産情報公表豚肉の生産情報を<u>, 生産行程管理者等</u>又はその委託を受けた者が公表しているところに従い,荷口番号ごとに整理し,及び記録し,並びに当該記録を保存すること。
- **b) a)**の記録に基づき<u>, 生産情報</u>を荷口番号ごとに<u>, 荷口番号</u>を付与した日から3年以上<u>公表すること。</u>生産情報以外の情報を公表する場合にあっては<u>, 生産情報</u>とそれ以外の情報に分けて公表させる<u>こと</u>。ただし<u>, 荷口番号</u>に対応する生産情報公表豚肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては<u>, 荷口番号</u>を付与した日から3年を経過する前であっても, 当該荷口番号に対応する生産情報の公表を取りやめてよい。
- 5.3 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

a)~d) (略)

e) 豚肉の生産情報の記録,保存及び伝達に関する事項

f) · **g)** (略)

- h) 小分けの実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- **5.4** 内部規程に基づいて小分けを適切に行い<u>、その</u>管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から3年以上保存しなければならない。
- 6 小分けを担当する者の資格及び人数
- 6.1 小分け担当者

小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていなければならない。

a) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で<u>食品</u>の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの

<u>b)</u> (略,

6.2 小分け責任者

小分け責任者として<u>,小分け担当者</u>の中から<u>,認証機関等</u>が指定する講習会(以下<u>"講習会"</u>という。)において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていなければならない。

- 7 格付の表示を付する組織及び実施方法
- 7.1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が<u>、営業部門</u>から実質的に独立した組織及び権限を<u>有しなければならな</u>い。

7.2 格付の表示の実施方法

号をいう。以下同じ。)に対応する番号又は記号をいう。以下同じ。)を付与すること。

- (3) 小分けの行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- 2 小分け責任者が生産情報公表豚肉に荷口番号を付与する場合にあっては<u>、生産情報</u>の公表を担当する者(<u>小分け業者</u>の職員又は生産情報の公表の委託を受けた者)に<u>次に掲げる</u>職務を行わせていること。
- (1) 荷口番号に対応する個体識別番号又は豚群識別番号に<u>より</u>識別された豚に係る生産情報公表豚肉の生産情報を<u>生産行程管理者</u>又はその委託を受けた者が公表しているところに従い<u>荷口番号</u>ごとに整理し<u>及び</u>記録し<u>並びに</u>当該記録を保管すること。
- (2) (1)の記録に基づき、生産情報を荷口番号ごとに、荷口番号を付与した日から3年以上公表すること(生産情報以外の情報を公表する場合にあっては、生産情報とそれ以外の情報に分けて公表させること。)。ただし、荷口番号に対応する生産情報公表豚肉全てが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあっては、荷口番号を付与した日から3年を経過する前であっても、当該荷口番号に対応する生産情報の公表を取りやめることができる。
- 3 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 豚肉の生産情報の記録、保管及び伝達に関する事項

(6) • (7) (略)

- (8) 小分けの実施状況についての<u>認証機関(登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以</u>下同じ。)による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 4 内部規程に基づいて小分けを適切に行い<u>、その</u>管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から3年以上<u>保持すること</u>。
- 三 小分けを担当する者の資格及び人数
 - 1 小分け担当者

小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者 又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を 有するもの

<u>(2)</u> (略)

2 小分け責任者

小分け責任者として<u>、小分け担当者</u>の中から<u>、認証機関</u>が指定する講習会(以下<u>「講習</u>会」という。)において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。

- 四 格付の表示を付する組織及び実施方法
 - 1 格付の表示を付する組織 格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。
 - 2 格付の表示の実施方法

7.2.1 次の事項について<u>,格付</u>の表示に関する規程(以下<u>"格付表示規程"</u>という。)を具体的かつ体系的に整備していなければならない。

a)~c) (略)

d) 出荷後にJAS 1219に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

<u>e)</u> (略)

- **f** 認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- <u>7.2.2</u> 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され<u>、又は</u>除去若しくは抹消されることが確 実と認められなければならない。
- **7.2.3** 生産情報を有する豚肉に付与された荷口番号が適切に付与されることが確実と<u>認められなけ</u>ればならない。

8 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付表示担当者として<u>,講習会</u>において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上<u>置かれ</u>ていなければならない。

(1) <u>次に掲げる</u>事項について<u>、格付</u>の表示に関する規程(以下<u>「格付表示規程」</u>という。) を具体的かつ体系的に整備していること。

ア~ウ (略)

<u>エ</u> 出荷後に<u>生産情報公表豚肉の日本農林規格</u>に不適合であることが明らかとなった荷口 への対応に関する事項

才 (略)

- カ 認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- (2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付され、<u>又は</u>除去若しくは抹消されることが確実と認められること。
- (3) 生産情報を有する豚肉に付与された荷口番号が適切に付与されることが確実と<u>認められること</u>。
- 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付表示担当者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。